熊本県物品調達に係る定例見積説明書

１．趣旨

　　この説明書は、用品調達事務処理要領に基づき定例見積（以下「定例見積」といいます。）について、必要な事項を記載しています。

２．定例見積

　　定例見積とは、物品調達における見積合わせのため、電子入札システムを利用して見積書提出を希望する業者から広く見積書を徴することをいいます。

３．対象となる物品

　　定例見積の対象となる物品は、次のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 備品・消耗品 | １件の予定価格が１００万円以下 |
| 印刷物 | １件の予定価格が３０万円以下 |

４．定例見積の実施

（１）　定例見積を実施するときは、電子入札システムの入札情報公開サービスにより、案件名称、業種、納期、仕様書等の必要な情報を公告します。

（２）　公告情報の公開及び提出された見積書の開札は、原則として次のとおり行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 公告日 | 公告を掲載する期間 |
| 備品、消耗品 | 週３回（月・水・金） | 公告日を含め開札日までの３日間掲載します。月曜公告分　→　水曜日開札水曜公告分　→　金曜日開札金曜公告分　→　火曜日開札 |
| 印刷物 | 週３回（月・水・金） | 公告日当日に開札します。 |

（３）　開札の日が祝日にあたる場合や公告の日から開札の日までの間に祝日がある場合は、開札日をその翌日にする等の調整を行うことがあります。

また、公告から開札までの期間は、調達する案件によって延長する場合がありますので、入札情報公開サービスにより御確認ください。

　　**（参考）**

**熊本県ホームページＴＯＰ画面（**[**http://www.pref.kumamoto.jp/Default.aspx）＞**](http://www.pref.kumamoto.jp/Default.aspx%EF%BC%89%EF%BC%9E)**電子入札･入札情報＞入札情報公開サービス**

（４）　印刷物については、公告情報の他原稿、見本を管理調達課内に設置する場合がありますので、その際は印刷物仕様書にてお知らせします。

（５）　公開した内容に誤りがあった場合、訂正又は入札の取止めを行い、その旨をくまもと県市町村電子入札システムの入札情報公開サービス入札掲示部分（別紙参考②）に掲載します。

**（参考）**

**熊本県ホームページＴＯＰ画面（**[**http://www.pref.kumamoto.jp/Default.aspx）＞**](http://www.pref.kumamoto.jp/Default.aspx%EF%BC%89%EF%BC%9E)**電子入札･入札情報＞入札情報公開サービス**

５．参加資格要件

定例見積に参加することができる者は、次に定める要件をすべて満たす者とします。

|  |  |
| --- | --- |
| ア | 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。 |
| イ | 「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱」（平成１８年熊本県告示第５２１号）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が『物品』に登録されていること。また、印刷の場合は業者種目（第1分類）の『印刷類』に登録されていること。 |
| ウ | 定例見積案件の契約の相手方の決定日に、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）による指名停止の期間中でないこと。 |
| エ | 熊本県内に本店又は支店（営業所）等を有する者であること。※調達する物品の性質によって地域要件等の参加資格要件を緩和する場合があります。 |
| オ | 電子入札システム利用者登録が完了している者であること。 |

６　見積書の提出

（１）　定例見積に参加する場合は、公告に記載した日時までに電子入札システムにより見積書を提出してください。電子入札システムにおいては、一度提出された見積書の取消し、差換え、撤回等の処理は出来ません。

（２）　数量、単価等を誤って見積書を提出し、落札しても契約意思がない場合は、開札の前までに見積書辞退届（別紙様式１）を提出してください。その届出に記載された理由が錯誤による見積と認められるものについては、その見積書を無効とします。

　　　　見積書辞退届の提出が無く、落札した後に契約を辞退するときは、指名停止等による措置を行う場合がありますので御注意ください。

（３）　定例見積への参加に、電子入札のためのICカードは必要ありません。

また、電子入札システムによる見積書の提出は、管理調達課内に設置しているパソコンからでも行うことができます。

**（参考）**

**熊本県ホームページＴＯＰ画面（**[**http://www.pref.kumamoto.jp/Default.aspx）＞**](http://www.pref.kumamoto.jp/Default.aspx%EF%BC%89%EF%BC%9E)**電子入札･入札情報＞入札情報公開サービス**

７　契約の相手方の決定

（１）　開札の結果、有効な見積書の中で予定価格の制限の範囲内で最低の金額の見積書を提出した者を落札者として決定します。なお、開札の結果は、電子入札システムにより通知します。

（２）　落札者となるべき同価格の見積書を提出した者が二人以上あるときは、

電子入札システムの電子くじにより落札者を決定します。

（３）　落札者が、提出した見積書に単価、数量の誤り等があり契約辞退を希望する場合は、契約辞退届（別紙様式２）でその理由の詳細を届け出てください。

なお、契約辞退を認められた場合でも、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領により指名停止等が行われます。

８　契約の締結

（１）　落札者は、落札決定の通知を受領したら、来庁若しくは電話により、速やかに管理調達課まで契約意思の有無について連絡してください。

（２）（１）により契約意思の確認が取れた場合、その落札者をもって契約の相手方として会計手続きを行います。

（３）　定例見積においては、契約書の作成を省略しますので、契約の相手方は仕様書に記載された納入期限までに納入場所へ納品を行ってください。

９　開札結果の公表

（１）　定例見積の結果は、入札情報公開サービスにおいて公表します。但し、

不調となった案件については公開しません。

（２） 公表に付する事項は、案件番号、案件名称、契約の相手方の氏名及び決定金額、定例見積参加者の氏名及び見積金額とします。

１０　無効な見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とします。

|  |  |
| --- | --- |
| ア | 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書 |
| イ | 民法（明治２９年法律第８９号）第９５条の錯誤と認められる見積書 |
| ウ | その他定例見積の参加条件に違反して提出した見積書 |

１１　不調と再調達

定例見積を行った結果、見積書を提出した者が無い場合、又は提出された見積書の額がいずれも予定価格上回ったことにより落札者がいない場合は不調とします。

不調となった場合は、内容を見直し再度公告を行い、再調達を行う場合があります。

なお、１０万円未満の物品については、管理調達課が電子入札システムを利用しない随意契約による再調達を行う場合があります。

１２　納品検査及び請求書提出

　　仕様書記載の納入場所へ納品を行い、発注元所属の検査を受けた後、請求書と納品書を併せて管理調達課へ提出してください。

１３　納期の延長

　　天災その他やむを得ない理由により納品日までに納入出来ないと判明した場合は、速やかに管理調達課へ連絡すると共に、納期延長依頼届（別紙様式３）を提出してください。

管理調達課は発注元所属と協議のうえ納期の延長を認め、業務への支障が無いと判断される場合は、新たな納品日を通知します。

　　なお受注者の不注意による納期の延長は認められませんのでご注意ください。

１４　指名停止

　　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止等の措置の主な場合は次のとおりです。。

|  |  |
| --- | --- |
| ア | 見積に関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき |
| イ | 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約締結を拒んだとき |
| ウ | 正当な理由なく契約を履行しないとき |
| エ | 正当な理由なく納期までに納品が行われないとき |

１５　その他

　　この説明書の他、電子入札システムを利用した定例見積の実施については熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準によることとします。

お問い合わせ

熊本県出納局管理調達課　調達班

電話（０９６）３３３－２５８０

メールkanrityoutatu@pref.kumamoto.lg.jp